

(公表用)

### 第三者評価結果の公表事項（乳児院）

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15155・S24293・S16005・S16003

③施設の情報

施設名称:善友乳児院	種別:乳児院
代表者（職名）氏名:（院長）松尾 常治	定員・利用人数: 定員 23 名・利用人数 19 名
所在地:盛岡市北山一丁目 13 番 24 号	
TEL:019-622-2156	ホームページ: <a href="http://www.zen-yuu.jp/">http://www.zen-yuu.jp/</a>
【施設・事業所の概要】	
開設年月日:昭和 21 年 3 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名・理事長名等）:社会福祉法人善友隣保館・松尾正弘	
職員数	常勤職員: 33 名
専門職員	(専門職の名称: 名)
	院長 1 名
	看護師 3 名
	保育士 21 名
	栄養士 1 名
	調理師 3 名
施設・設備 の概要	(居室名・定員: 室)
	いちご組・定員 7 名: 1 室
	もも組・定員 6 名: 1 室
	さくらんぼ組・定員 6 名: 1 室
	さくら組・定員 4 名: 1 室

④理念・基本方針

●基本理念

「皆是佛子」（みな御仏の子）

子どもは、仏様からの授かりものであり、みな平等にかつ大切に育てられなければならないという、仏教の教えと児童憲章の理念に基づいた乳幼児の養育を行います。

子どもたちの生命を、かけがえのない、社会で最も尊いものとして大切に守ります。

一人ひとりの子どもの可能性を信じ、健やかな心身の発達を支援します。

## ●基本方針

### ・子どもの権利擁護

児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子ども達の人権を尊重します。子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、また不適切なかかわりをしないよう、自らを律します。

### ・子どもの最善の利益の追求

子どもたちによりそい、その思いを代弁するよう努めるとともに、一人ひとりの子どもの最善の利益を追求します。

### ・子どもの養育発達支援

一人ひとりの子どもが心身ともに、のびのびと健やかに生活できるよう、個々の月齢や発達に応じた養育を行います。

一人ひとりがその子らしく生きてゆけるよう、保護者や里親とともに子どもたちの育ちを支えます。

### ・家庭への支援

子どもの家庭環境や入所背景について十分理解し、一人ひとりがその子らしく生きてゆけるよう、関係機関と連携し、保護者や里親を支援します。

関係機関と協働し、家庭機能の回復を援助するとともに、保護者や里親と子どもたちを継続的に支援します。

### ・ぬくもりのある家庭的な環境

子ども達がのびのびと安心して生活できる清潔で家庭的な環境づくりに努めます。

### ・地域の子育て支援

地域の方々や関係機関と協力し、地域に開かれた子育て支援施設として、機能するよう努めます。

### ・社会的使命の遂行

関係機関と協働し、地域の子育て支援や社会貢献に努めます。

## ⑤施設・事業所の特徴的な取組

配置基準より職員を多く配置するとともに、小規模グループケアを3グループ実施し、より家庭に近い環境を目指し、養育をしている。平成24年度から個別対応職員を配置し、発達等に課題をもつ入所児とじっくりかかわる時間を設け、子どもたちの成長を促している。また、平成27年度からは里親支援専門相談員を配置し、未委託里親への家庭訪問、里親の新規開拓等、児童相談所と協働し、里親委託の推進を図っている。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年4月25日（契約日）～ 平成29年2月20日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回目（平成25年度）

## ⑦総評

◇ 特に評価の高い点

### ○ 先駆的な「里親サロン」の取組

施設の基本方針に、「地域の子育て支援」「社会的使命の遂行」を項目立てし、先駆的な事業として、数年前から継続的に「里親サロン」の事業を展開している。県の社会的養護推進計画における最大のニーズとして、里親の確保と育成と連動した取組である。里親の意向を反映し、土日の開催も企画し里親の支援や育成が図られている。里親支援専門員を配置した児童養護施設では、同様の取組を検討するなど先駆的な事業として位置付けられている。

◇ 改善が求められる点

### ○ 親子関係の再構築等へ向けた家族への支援

自立支援計画票等を通して親子関係の再構築のための支援に取り組んでいる。子どもと家族の関係調整については、必要に応じて関係機関と協議を実施している。同様に保護者との面会や外出、施設宿泊等を関係機関と相談のもと実施し、親子関係の再構築支援を行っている。また、必要時に対応できる地域の病院や医療機関を把握している。しかし、家庭支援に関する具体的なプログラムが策定されていないため、現在行っている対応の概要をチャート化する等、今後は具体的なプログラムの策定が求められる。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

おおよその内容について、評価結果を真摯に受けとめ、今後の改善を図りたいと考えている。一方で、本当に改善が必要なのか疑問に思う項目もあった。

特に、保護者の満足度調査に関する取り組みと、苦情解決について、十分に機能していないとの結果であったが、苦情を隠している訳ではなく、面会等の中で保護者から出された小さなご意見やご希望に対し、丁寧に聞き取りをし、すぐに対応することで大きな苦情に繋がっていない事実を説明したが、仕組みが機能していないという受け取り方をされており、非常に残念であると感じた。

また、自立支援計画の内容をすべての職員が把握したかどうか確認する方法が確立されていないとの評価があったが、実践されている施設の事例等を提示し、御教示していただけると良かつたと感じている。

今回の結果を受け、子どもと保護者にとって、より心地良い乳児院となるよう、改善に取り組んでいきたい。

## ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果【善友乳児院】

### 評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
評価者コメント1 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 法人と施設の基本理念として、「皆は佛子」(かいぜ ぶっし)を掲げている。基本方針は、全国乳児院協議会にリンクした内容で7項目が明示されている。理念・基本方針とともに、社会的養護の運営指針に沿った内容となっている。理念・基本方針は、施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に盛り込まれ職員に配布し、年度始めの会議で説明している。職員への周知は、日々の業務に照らした理解の工夫が期待される。保護者への周知においては、施設ではわかりやすく説明できる資料の作成を課題としていることから、スパンを定めた課題解決の具体化が望まれる。		

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
評価者コメント2 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 県の家庭的養護推進検討会に参加し、県内の社会的養護の動向や計画の内容について把握されている。児童養護施設と乳児院が同じラインで検討されることを分析し、里親委託推進が大きな課題であること捉えている。乳児院の一時保護やショートステイのリピーターの利用状況を把握し、分析している。経営分析の一つとして、職員の配置状況や措置費収入の推移を図表で示している。自己評価において、定期的なコスト分析を行っていないことを課題として掲げている。施設を取り巻く環境や経営状況の把握・分析においては、経営課題を整理するためにも、把握・分析する分野・項目等を予め定め取り組むことが望まれる。		
<input type="checkbox"/> 3	I-1-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
評価者コメント3 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。 経営・運営課題の取組は、理事会や運営管理会議においてその都度生じた課題について取り上げている。乳児院の改定前の評価項目に沿って、養育・支援の内容などを「改善が必要とされる事項・課題」として整理している。中長期計画に改善課題を落とし込むためにも、経営状況の把握・分析と連動させ、経営課題を分野・項目等に整理する取組が望まれる。		

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
評価者コメント4 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。 平成27年度に県の社会的養護推進計画を受けて、当施設の家庭的養護推進計画を長期計画として策定している。内容は、県の計画に沿って施設の小規模化・地域分散化、里親・ファミリー・ホーム支援として15年の長期計画と人事、整備、資金の分類された6年間の中長期計画で構成されている。理事会にも提案し、年度で見直しを行っているが、施設を取り巻く環境や経営状況の把握・分析、経営課題の明確化の一連の展開に沿った計画に整理することが求められる。		
<input type="checkbox"/> 5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。 単年度の計画は、運営目標・保育目標・健康管理目標・家庭支援及び里親支援の目標、実施事業、研修計画・行事計画等を記した施設全体の事業計画とクラス別・個別の計画を作成し取り組まれている。単年度計画は、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されていることが求められることから、中長期の計画を併せて内容を整理することが求められる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
評価者コメント6 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。施設全体の事業計画は、運営管理会議で検討されているが、全体の場での周知はされていない。クラス・係別の計画の評価・見直しは、9月の前期2月の後期に分けて行われている。事業計画の策定や評価・見直しの手順を明文化はしていない。中長期計画の策定を含めて、事業計画の策定に関する施設全体の取組となる組織としての仕組みと手順を文書化することが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
評価者コメント7 事業計画を保護者等に周知していない。 施設としては、保護者向けの簡単な内容の事業計画を作製し、入所の際に他の文書と併せて配布することを考えている。入所後に施設と関係が取れた際に、保護者に説明できるような取組を思案している。		

#### I-4 養育・支援の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
評価者コメント8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 施設の自己評価は、社会的養護の評価基準の項目を初級・中級・リーダーに分けて実施している。内容評価の項目は、初級・中級が主に行っている。自己評価の実施時期は、一定の期間を決めて実施している。各自が行った自己評価から課題を提出し、幹部層で取りまとめる取組となっている。施設のガイドラインに沿って自己評価及び第三者評価を行っているが、評価の実施や評価結果を分析・検討する組織としての基本的な要綱や手順を定めることが望まれる。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
評価者コメント9 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 自己評価を行った結果の課題は、施設の「乳児院ガイドライン」の冊子の「運営上の課題と改善計画」として、評価基準の評価細目ごとに明示している。評価細目に沿った細かな課題は文書化されているが、計画的な改善計画には至っていない。運営上の課題を項目別や重要度別に整理し、次年度の事業計画や中長期計画に落とし込むなどの仕組みの構築が望まれる。		

#### 評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
評価者コメント10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。 施設長の役割と責任は、施設の業務分掌表・自衛消防組織図に示している。有事における施設長不在時の権限委任は、管理規定に明示している。年度初めの広報誌「ほほえみ」に、施設長の新年度に向けた考え方を文章で記している。年度初めの会議においても、施設長の考え方を口頭で職員に伝えている。毎月の職員会議などで、施設長の考え方や方針を書面にし配布するなどの工夫が期待される。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
評価者コメント11 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 法人・乳児院に関する法律は、施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に、社会福祉法人・児童福祉関係・民法等の関係法令として列挙している。「乳児院ガイドライン」の冊子には、児童の権利に関する条約や児童福祉法などの乳児院に関する条文を掲載している。職員への周知として、施設の「乳児院ガイドライン」の冊子を配布しているが、毎月の職員会議などで継続した取組の工夫が期待される。		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 療育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
評価者コメント12 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 施設長は、運営管理会議において、施設運営の進捗状況や日々の養育・支援における課題を把握し改善のための取組を示している。給食会議に参加する構成員となっているが、他の係会議には参加していない。運営管理会議の議題を練り上げる話し合いを院長補佐等で隨時に行っているが、組織として位置付けることが望まれる。また、養育・支援を中心とした係の組織体系となっているが、経営状況の把握・分析、施設全体の事業計画の策定など、運営指針や評価基準の内容に沿った委員会などの組織の見直し構築が期待される。		
評価者コメント13 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 北海道・東北の乳児院の施設の中でも、人員配置を増やし産休・育休・子育て介護に理解を示し、職員にとって働きやすい環境に尽力されている。入所児童の増減で事務費等の収入が変動する施設運営の中で、臨時職員を確保するなどの工夫を行う、養育・支援の体制を図っている。施設の財務諸表からも、乳児院の使命と事業を継続するための収支計画が取り組まれている。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
評価者コメント14 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 中長期計画に必要な人員は示し、確保されている。基幹的職員・家庭支援専門相談員・里親支援専門員を配置しているが、心理担当職員は定期巡回の体制に留まっている。男性職員が施設長のみで、保育士等に男性職員の配置を模索しているが、実現には至っていない。基本方針を受けた中長期計画等に人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を盛り込むことが望まれる。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
評価者コメント15 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 施設の給与表は、勤務年数・昇進・昇格に沿った内容で定められている。職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する仕組みとして「業務評価」と実施している。「業務評価」の仕組みで、職員の意向・意見を把握している。施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に、職階別に「期待される役割」が示されているが、理念・基本方針にもとづいた「期待する職員像等」に整理することが求められる。また、施設の「乳児院ガイドライン」に人事の項目は示しているが、施設の規模を考慮した具体的な人事基準を明確にすることが求められる。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
評価者コメント16 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。 職員の意向や勤務等に関することは、主任等が中心に行い、有給休暇取得状況、時間外勤務の状況を定期的に把握している。年間に「リフレッシュ休暇」を数日設定し、職員の休暇の希望に添えるような取組を行っている。職員の抗体検査を実施し、必要な予防接種料の助成を行っている。職員の交流の行事に施設で負担している。産休、育休、子育て、介護等に配慮した勤務を考慮し、人材の定着に努めている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 職員一人ひとりの目標設定は、「業務評価」の仕組みとして、評価される点と今後期待される点で取り組まれている。施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に、職階別に「期待される役割」が示されているが、職階別の業務内容として理解することが出来る。目標管理では、理念・基本方針等を踏まえて、施設全体の目標が明確にされ、そのうえで、部署(チーム)、職員一人ひとりの目標を設定することが求められる。		

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
評価者コメント18 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に、研修体系として職階別に「期待される役割」を示し、対象職員、外部の研修名を明示している。外部研修では、年度の研修会等参加一覧や会議等出席一覧として、出張先・参加者名を整理しているが、計画的な内部研修は取り組まれていない。施設の基本方針や中長期計画に、職員の教育・研修に関する内容を盛り込むことが求められる。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に、研修体系として職階別に「期待される役割」を示し、対象職員、外部の研修名を明示している。外部研修を中心に研修が設定されているが、職員一人ひとりの継続的な展開は見られない。個別的なOJTをはじめ、階層別、職種別、テーマ別研修などの機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の設定が望まれる。		
II-2-(4) 実習生等の療育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の療育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
評価者コメント20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。 実習受入れに関する要綱等が整備され、昨年度は十数校の大学・専門学校から十数名の実習生を受入れている。保育士や看護師以外にも、養育里親認定の実習を受入れ、専門分野に応じた実習内容を整備している。		

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
評価者コメント21 施設の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 法人・施設でホームページを開設し、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、予算、決算情報が公開されている。第三者評価の受審結果や施設で行われている活動を広報誌に載せ配布している。地域へ向けた配布用の施設のしおりは、数年枚に作成したもので、理念や基本方針が掲載されていないことから、新たなしおりを作成することを課題として捉えている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
評価者コメント22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 経理規定において、経理などのルールを明確化し、金銭の決済に対するルールを施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に職員の周知にしている。税理士と顧問契約し、毎月の経理などについて監査及び助言を得ている。		

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
評価者コメント23 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 施設の基本方針に、「地域の子育て支援」「社会的使命の遂行」を項目立てし、地域との関わりに関する基本的な考え方を示している。施設関係者が地区の民生委員や自治会の役員を担い、施設や子どもへの理解を得るための取組に繋がっている。個々の子どものニーズに応じて、養育担当者との外出や買い物などの社会体験を図る取組を設定したり、近隣の保育園や幼稚園との交流が取り組まれている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
評価者コメント24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 ボランティア受入れマニュアルを整備し、通年に渡ってボランティアを受入れている。ボランティアは、一般市民・学生の他に里親のボランティアも取り組んでいる。また、不登校の中学生を定期的に受入れ、多彩な取組が展開されている。ボランティア受入れマニュアルに、注意事項等の説明は記載しているがボランティアに対する研修を盛り込むことを課題として捉えている。		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
評価者コメント25 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 施設の「乳児院ガイドライン」の冊子に、関係機関リストを明示し職員間で共有を図っている。児童相談所との定期的な連絡会の開催、里親担当者の定期的な会議に参加し関係機関との連携が図られている。入所する子どもには退所の支援を見通して、個々の子どもや養育者の状況に沿った要保護児童対策地域協議会との連携や地域での関係機関のネットワーク化を図っている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果	
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
評価者コメント26 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。 乳児院の施設機能を生かして、電話相談を随時行っている。育児相談や子育て相談に限らず、里親に関する相談も行っている。施設のスペースや専門性を生かして「里親サロン」を定期的に開催している。里親サロンでは、里親間の交流や施設職員が講師になり里親の研修の機会を確保している。施設では、災害時の乳児院の機能について、関係機関や地域との連携の在り方について模索していることが課題として挙げられた。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
評価者コメント27 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。 施設の基本方針に、「地域の子育て支援」「社会的使命の遂行」を項目立てし、数年前から継続的に「里親サロン」の事業を展開している。県の社会的養護推進計画における最大のニーズとして、里親の確保と育成と連動した取組である。里親の意向を反映し、土日の開催も企画し里親の支援や育成が図られている。里親支援専門員を配置した児童養護施設では、同様の取組を検討するなど先駆的な事業として位置付けられている。		

### 評価対象III 適切な養育・支援の実施

#### III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重し療育・支援の実施について共通の理解をもつたための取組を行っている。	b
評価者コメント28 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。 法人基本理念「皆是仏子」に基づき、施設としての基本方針を定め、この中に子どもの権利擁護、子どもの最善の利益の追求の姿勢を、解説を付して明示している。これを、朝の引継ぎや毎月行われる職員会議で読み合わせる等、職員間の周知に努めている。また、全国社会福祉協議会・全国乳児福祉協会の定める乳児院倫理綱領を職員間で同様に周知するとともに、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を使って、全職員が自らの取組について自己評価し、これに看護師長がコメントを書き、院長の確認を経て再度職員会議で子どもを尊重した養育・支援の姿勢のありようを共有化する取組も行われたが、これが継続した取組として確立するには至っていない。この取組により実際に職員の意見を反映して支援体制の改善につながったという成果もあり、今後は、定期的な実施を確立するための体制づくりが望まれる。		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した療育・支援の実施が行われている。	b
評価者コメント29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が十分ではない。 養育マニュアルに子どものプライバシー保護に関する考え方を明示するとともに、研修会議の中で、乳幼児期のプライバシー保護に関する施設としての考え方について協議・検討して、職員の理解を深めている。また、子どもの権利擁護について、施設の基本方針の解説を読み合わせ、日常から全職員に対して意識付けが図られている。保護者に対して、個人情報の取扱いに関する同意は得ているものの、プライバシー保護に関する施設の考え方、取組状況についての説明はその手順に含まれておらず、保護者に対する周知に対する取組の工夫が必要である。		

III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
評価者コメント30 保護者等が養育・支援を利用するためには必要な情報を提供しているが、十分ではない。 支援部マニュアルの中で利用希望者に対する相談受付の手順を示し、これによって対応を標準化している。また、ホームページ、しおりが作成され、必要に応じて施設の情報を発信している。しかし、ホームページのアクセス解析やしおりの常設設置の残部管理などは定期的に行われていない。現在、入所決定時におけるしおりと、利用希望時におけるパンフレットをそれぞれ用途に応じて活用できるよう作成中であり、その完成により更なる取組を期待する。		
評価者コメント31 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 入所による支援の開始にあたっては、支援部マニュアルに従い、院内の案内と併せてしおり及び日課表を基に説明している。現在、院長、院長補佐、書記を担当としてしおりをよりわかりやすくするための検討が行われており、その完成が待たれるところである。また、意思決定が困難な保護者への対応については、その都度の対応となっており、今後の課題となっている。		
32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
評価者コメント32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。 措置変更や家庭への移行等にあたっては、支援部マニュアルに退所相談の手順を示し、これに従って実施している。アフターケアについては期限を設げず、いつでもこれを受け付けており、その記録も個人ファイルに継続して綴じられ、保管されている。退所後、保護者や子どもが相談できる窓口を設置していることについて、口頭では保護者に伝えているが、これを明示する文書については渡されていない。今後、その必要性について内部で検討し、更なる取組が望まれる。		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
評価者コメント33 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 意表提出がまだ未熟である乳幼児の満足の向上についてどのように支援するかということについて検討し、愛着形成の基礎を培う支援として養育担当者との個別時間の確保に取り組み、クラス会議でその内容の共有化を図っている。また、保護者等の満足については、年4回の養育状況報告書の作成の際に個別に意見・希望を聴取する等の取組を行っているが、標準化された内容・手順で網羅的に保護者等の満足度を調査する取組は行っていない。満足の状況について全体の集計、分析・検討する取組は行われておらず、今後の更なる取組が望まれる。		
III-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
評価者コメント34 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 法人により苦情処理規程が策定され、これに基づく苦情解決の仕組みについて乳児院ガイドラインに明示されている。保護者に対しては入所時に第三者委員の役割等含め、その取組について説明され、更に施設内への掲示によって周知を図っているほか、意見箱の設置や養育状況報告書作成の際の聴き取り、面会・宿泊時のアンケート等で意見含め苦情を申し出しやすい仕組みの整備に取り組んでいるが、これまで苦情として処理された取組の実績がない。今後は、継続して苦情を申し出しやすい仕組みについて検討とともに、第三者委員の有効活用の工夫や、苦情の実績がなかった場合でもそのことについて利用者に情報提供するための方法を検討する等、より積極的な取組が望まれる。		
35	III-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
評価者コメント35 保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。 保護者等が相談したり意見を述べたりする方法・手段として、意見箱の活用、年4回の養育状況報告書作成に係る聴き取り、面会・宿泊時のアンケートの実施等複数あるが、このことについてわかりやすく説明した文書は用意されておらず、実際に相談や意見の受付数はごく限られたものとなっている。自ら相談したり意見を出したりすることの難しい乳幼児の代弁者としての保護者等に対し、より積極的な活用を促す取組が望まれる。		

36	III-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
評価者コメント36 保護者等からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。 相談や意見そのものがなかなか出てこない状況にある。出された相談・意見については、受付者によって苦情意見申出書に申出の内容、申出人の要望が記入され、院長の判断により苦情として取扱うか、意見として取扱うか振り分けられ、苦情であれば苦情処理のフローへ引継ぎ、意見として取扱う場合には、院長、院長補佐、看護師長、家庭支援専門相談員、主任保育士により事実確認、原因分析がなされたうえで、解決に向けて処理され、意見申出者にフィードバックされる仕組みとなっている。今後はこれらの取組をより積極的に保護者等に周知し、有効な取組となるよう検討・工夫されることが望まれる。		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果	
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
評価者コメント37 リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 乳児院ガイドラインに安全管理の項目が設けられ網羅的に明示され、インシデント・アクシデント対応として取り組まれている。責任者は院長が担っており、事案に応じてクラスリーダーが直接の担当となる体制となっており、インシデント・アクシデントのマニュアル管理については研修係が担当しているが、リスクマネジメントの推進体制が明確になっていない。職員に対する安全管理等の研修も定期的な実施とはなっておらず、施設としてより有効に機能するリスクマネジメント推進体制の構築に向けた検討が望まれる。		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
評価者コメント38 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。 乳児院ガイドライン及び看護マニュアルにおいて、感染症予防や発生時の対応について明示し、日々の状況については朝の引継ぎ時に確認している。看護師が最低1名常時勤務する体制を取っており、緊急時でも適切な対応が取れるようにしている。職員向けの院内研修については、年1～2回実施することとなっているが、研修時間の確保も困難な状況であり、課題となっている。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
評価者コメント39 地震、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 防災マニュアルを作成し、災害時の対応について明らかにしている。また、毎月災害訓練を実施し、災害時の避難経路・方法の確認や初期対応について、消防署の指導を受けながら実施している。盛岡市が策定する各種ハザードマップにおいて危険箇所等の指定はないが、斜面に接した立地条件から落石や軽微な土砂災害、また、周辺の樹木への落雷などの発生についても想定はされる状況であり、このことも踏まえ、現在新たなマニュアルの作成に着手しているところである。今後は、新たなマニュアルに基づきながら、地域住民等からの協力も得ながらより計画的に防災に取り組むことが望まれる。		
<b>III-2 養育・支援の質の確保</b>		
III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果	
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
評価者コメント40 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。 全職員の意見を集約する形で養育マニュアルを作成し、新人研修において主任保育士より実際の業務の流れを指導するとともに、その他の職員に対しては職員会議や研修会議、クラス会議等で読み合わせたりしながら職員への周知・定着を図っている。また、各クラス2人体制の中で、毎日振り返りながら指摘しあう体制を取っているが、職場の風土としてそれが十分に機能していない現状が課題となっている。自己評価で自らの業務を振り返る仕組みはあるものの、今後は、OJTも含め、自己評価だけでは気づかない点について改善を促す仕組みの構築が望まれる。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
評価者コメント41 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 乳児院ガイドラインにより、養育マニュアルの見直しは年1回、年度末に全職員の意見を主任保育士、個別対応職員、看護師長、クラスリーダーが取りまとめて実施されることになっている。しかし、保護者等からの意見や個別の自立支援計画の内容を反映した見直しの仕組みはない。		

III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
評価者コメント42 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 自立支援計画票の推進と計画については研修係がこれを担当し、また、個々の自立支援計画の策定に当たっては支援部マニュアルにその手順が定められており、各担当養育者がクラスリーダーや主任保育士と相談しながら記入したものを院長補佐、看護師長、主任保育士、家庭支援専門相談員、担当養育者で話し合い、最終的に看護師長と主任保育士が確認する流れとなっているが、責任者が明確に示されていない。支援部マニュアルにおいてアセスメントの手順が明示され、組織的に実施されることが定められている。月ごとに自立支援計画に基づく評価を個別の月案に照らして記録しているが、日々の記録である生活記録は自立支援計画との連動が明確に記録される様式となっていない。		
評価者コメント43 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 個々の自立支援計画については、6ヶ月ごとの見直しと定め、月3~4名の評価・見直しを実施する計画を立て取り組んでいるが、十分な評価時間・体制が取れずには計画どおりに進捗していかない現状があり、課題となっている。変更した自立支援計画については、全クラスに配布し、業務日誌にも記録されているが、すべての職員が内容を把握したかどうか確認する方法は確立されていない。緊急な変更・見直しについては、その発生理由等について支援部マニュアルに示されているが、職員への周知に至る流れまで示される内容とはなっておらず、実効性に乏しいことが課題となっている。		
III-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果	
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
評価者コメント44 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 個々のケースに関する記録は、個人ファイルに一括して綴じられ、必要に応じて活用できるよう整備されている。職員数が多く、経験や資質によって記録内容や書き方の差異もあるため、主任保育士が記録を確認し、修正が必要と思われる場合には鉛筆でチェックを入れ、書き直しを指導する等の対応をしているが、より一層の工夫が求められる。ケースに関する情報については、基本的には全職員が共有することとして、朝の引継ぎやクラス会議、職員会議等で確認されるが、特別の事情があって、情報共有の範囲を限定すべき場合には、院長の判断で対応される。一方で、ボランティア、実習生に対しては、院内の引継ぎや個人情報・プライバシー等ケースに関する情報は一切伝えないことをルールとして定めている。		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
評価者コメント45 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 法人が定める個人情報保護規程の基づき、運営・業務に関する記録が管理されている。しかし、例えば規程9条「個人情報の収集」に関する個人情報の利用目的の外部公表に関する事項や同第15条「教育」に関する定期的な個人情報管理に関する教育の実施等、形骸化して有効に機能していない事項もあり、施設としての取組のあり方を再検討することが必要である。また、決められた手続を経れば個人管理のUSBを外部に持ち出すことを認めるルールが定められているが、持ち出しても支障のないデータを特定する等、リスクマネジメントを意識したルールの見直しが求められる。		

## A-1 子ども本位の養育・支援

<b>A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮</b>		第三者評価結果
A(1)	<b>A-1-(1)-①</b> 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	<b>a</b>
評価者コメント1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。クラス会議、リーダー会議、全体会議等の機会を通じて、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、養育支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているか振り返り、検討をする機会が設けられている。また、中期計画の策定などを通じて、日々の養育・支援に関する姿勢等を振り返り、または改善する取組を行っている。また、日々の業務の中で、基本理念や基本方針、倫理綱領についての読み合わせを行い、養育・支援の方針を確認するほか、連絡ノートで一日の支援の反省とねらいを振り返るなど、職員の共通理解のための具体的な取組がなされ、かつ実践に活かされている。		
<b>A-1-(2) 被措置児童等虐待対応</b>		第三者評価結果
A(2)	<b>A-1-(2)-①</b> いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	<b>a</b>
評価者コメント2 体罰を行わないよう徹底している。 乳児院ガイドラインを作成し、体罰を行わないよう徹底している。また、ガイドライン改正時には会議等で体罰について取り上げ、職員の意識を高めている。具体的には、乳児を寝かしつける際には、トントンと手で軽くたたくのではなく、さするだけにしている等、日常的に支援内容を振り返り、改善を行っている。乳幼児への声かけや対応などは、日々のクラス会議などで取り上げ、対応を確認している。また、一人の乳幼児に対して複数の職員が関わることで、乳幼児からの訴えやサインを見逃さないように心がけている。		
A(3)	<b>A-1-(2)-②</b> 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	<b>b</b>
評価者コメント3 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。 養育マニュアルや乳児院ガイドラインを作成し、不適切な関わりの防止についての具体例を示している。また、不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」の規定に基づいて処分を行う等、リスクマネジメントがなされている。また、日常的にクラス会議などで情報を共有し、不適切な関わりに迅速に対応できるよう、乳幼児からの訴えやサインを見逃さないように留意している。このように不適切な関わりの防止に努めているが、さらに職員同士で意見を出し合い、クラス会議のみならず、リーダー会議や全体会議で取り上げていく必要がある。そのためにも、クラス会議やリーダー会議の機能や役割を明確に規定することが望ましい。		
A(4)	<b>A-1-(1)-③</b> 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	<b>b</b>
評価者コメント4 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分でない。 乳児院ガイドラインで被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルが整備されている。また、事案が生じたとき、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、また届出者・通告者が不利益を受けることない仕組みが整備されている。しかし、被措置児童等虐待の届出・通告制度についての職員への周知に関しては資料配布以上のことは行っていないため、今後は会議等で取り上げ、具体的な内容を職員に周知徹底することが望まれる。		

## A-2 養育・支援の質の確保

<b>A-2-(1) 養育・支援の基本</b>		第三者評価結果
A(5)	<b>A-2-(1)-①</b> 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	<b>a</b>
評価者コメント5 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。 日々業務の中で基本理念や基本方針、倫理綱領等の読み合わせを行っており、子どものこころに寄り添いながら、愛着関係を育んでいく体制が整えられている。また、夜勤対応を一名増員する等、いつでも子どもへ対応できるよう、養育者として日々配慮、改善を行っている。個別時間表、個別計画書で各幼児の状態や今後の関わり方等を共有し、個別に関わる時間も確保している。日々のクラス会議、リーダー会議で子どもとの関係を確認できる環境となっている。		

A⑥	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a
評価者コメント6 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。 養育マニュアルを整備し、子どもの生活体験に配慮した養育を行っている。個々に応じて日々のいとなみが遂行されているか、また養育者との関係性が心地よい物であるか、対象が乳幼児ということで直接子どもから意思を示されることは少ないが、クラス会議等で、日々の養育や子どもへの支援内容を互いに確認している。クラス会議の内容は、場合によってリーダー会議や全体会議でも取り上げられ、情報の共有化が図られている。個別時間を設定し、養育者と子どもの個別の時間を確保している。玩具や食器、衣類、戸棚などは他児と区別され、個別化が図られている。		
A⑦	A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
評価者コメント7 子どもの発達を支援する環境を整えている。 子どもの心の発達が順調に進むよう、発達に応じた子どもとの対応が養育マニュアルに記載されている。また養育マニュアルも改定を行い、改定時に子どもとの関わり方を検討し、より良い関わり方を日々模索している。日々の関わりの中で生じた疑問や課題はクラス会議やリーダー会議などで取り上げ、検討し、現在の関わり方が正しいかどうか、常に疑問を抱きながら、日々子どもの最善の利益を念頭に養育支援を行っている。また担当養育者が立案した月案を各クラスへ配布し、周知を図ることで、担当養育者以外の職員が発達の特性を理解した上で養育支援を行っている。		
<b>A-2-(2) 食生活</b>		第三者評価結果
A⑧	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
評価者コメント8 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。 月齢に応じた授乳回数やミルクの量、授乳の方法と手順、留意点等、基本的な実施方法がマニュアルに明示され、職員の共通理解のもと、適切に授乳が行われている。授乳時には乳幼児を抱いて、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるよう配慮がなされている。授乳の実施状況はノートに細かく記載され、乳幼児一人ひとりの個性や、体調などを把握し、その子に応じた授乳の仕方を工夫する等、個別の対応がなされている。		
A⑨	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
評価者コメント9 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。 離乳食の開始時期や進め方(形態、回数、時間)、留意点等、基本的な実施方法がマニュアルに明示されている。月齢に応じて、咀嚼機能の発達状況に合わせた支援ポイントや、離乳食の内容、実施にあたっての配慮点などが詳細に記載され、適切に離乳食が進められている。離乳食の開始・実施にあたっては「離乳食開始評価」「摂食機能評価」を実施、給食会議等で食品の種類や調理方法、進め方などを検討し、養育者や栄養士等の関係職員が連携し、乳幼児の発達の個人差や体調を考慮した個別の対応が行われている。		
A⑩	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
評価者コメント10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。 食事環境は、明るく清潔に保たれ、テーブルや椅子、食器等、適切に整えられている。各部屋には、台所が付帯しており、子どもたちの目の前で料理を盛り付けるなど、食事への関心を育み、子どもがおいしく楽しく食べるための取組がなされている。また、食事の様子を「食事観察ノート」等に記録し、個々の子どもの食事摂取量や嗜好、食べ方などを把握し、個人差に応じた対応がなされている。食事時間の適正化については、見直しの過程にあることから、お腹がすくリズムが持てるよう、さらに生活リズムの工夫等の検討が深められることが期待される。		
A⑪	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
評価者コメント11 適切な栄養管理が行われている。 献立は、十分なカロリーと様々な食材を使用したバランスの良い内容となっている。また、季節に応じた旬の食材を多く取り入れ、季節感のあるメニューを提供し、行事やクッキング体験等、様々な食育への取組が行われている。日々の残食量や喫食状況等が細かく記録され、給食委員会等で定期的に検討し、献立や調理法の工夫・改善、乳幼児の体調や様子に合わせた栄養管理が行われている。また、食物アレルギーのある子どもに対しては、医師の診断のもと、個別の対応表を作成し、適切な食事が提供されている。		
<b>A-2-(3) 衣生活</b>		第三者評価結果
A⑫	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
評価者コメント12 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。 子どもの成長発達に合わせ、着易く、清潔なものが用意され、気候や生活実態に応じて、適切に着用されている。また、衣類は衣装ケース等に個別に収納され、取り出しやすく整理されている。養育者が毎月定期的に衣類の状態(サイズや枚数、破損状態等)を確認し、衣類係と連携して季節に合った衣類を入替・補充し、個別に管理している。また、発達に応じて子どもが自分で着たい服を選ぶことができるよう配慮され、子どもの個性を尊重した取組が行われている。		

<b>A-2-(4) 睡眠</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(4)-① 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。</b>	<b>a</b>
評価者コメント13 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。 各室内には、温湿度計、エアコン、空気清浄器等が設置され、空調・採光など快適で落ち着いた睡眠環境が保たれている。寝具類は定期的にクリーニングされ、衛生的に管理されている。発達に応じた睡眠時間、睡眠導入時の配慮点、睡眠中の留意点等がマニュアルに明示され、乳幼児が安心して十分な睡眠がとれるよう、発達や心理に配慮した援助がなされている。睡眠チェックは15分毎に実施し記録、個々の入眠時の様子を把握して「個別援助プラン」に反映させ、適切な援助の仕方を職員間で検討・実施する体制がとられている。		
<b>A-2-(5) 入浴・沐浴</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(5)-① 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。</b>	<b>a</b>
評価者コメント14 快適な入浴・沐浴支援を行っている。 入浴のポイント、入浴の仕方、留意点等がマニュアルに明示され、乳児の沐浴ユニットの壁には入浴方法を示した図が掲示されている。浴室の安全管理、入浴玩具の準備等、子どもが楽しく安全に入浴するための環境が整えられ、子どもの発達段階や個々の状況に合わせた適切な入浴方法により実施されている。実施状況は、「看護日誌」に記録され、養育者は可能な限り子どもと一緒に入浴しスキンシップを図る等、子どもの情緒の安定・成長に目を向けた関わりが十分になされている。		
<b>A-2-(6) 排泄</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(6)-① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント15 幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。 排泄に関する基本的実施方法がマニュアルに明示され、個々の子どもの発達段階や個性に合わせた排泄の援助が行われている。便の性状や回数など、排泄状況をチェックし、「看護日誌」に記録し確認している。また、排泄の支援方法や配慮点を職員間で検討し、個別の月案に反映させ、職員の共通理解のもと、排泄の適切な支援に向けた取組がなされている。		
<b>A-2-(7) 遊び</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(7)-① 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント16 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。 月齢、発達段階に応じた運動と遊びの基本的な実施方法がマニュアルに明示されている。また、「年間指導計画」には、様々な遊びを経験し楽しむことができるよう、活動や援助の方法が記載され、「個別の月案」に反映されている。ホールには大型ブロックや乗り物等、体を動かして遊ぶ玩具、各部屋には個別の玩具がネーム付きのカゴに用意され、子どもが自由に遊ぶことができるよう配慮されている。また、積極的に戸外遊びや散歩を取り入れ、外界への興味や地域の人との関わりを広げる取組がなされている。		
<b>A-2-(8) 健康</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(8)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。</b>	<b>a</b>
評価者コメント17 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 マニュアルに基づき、予防接種、乳幼児健診、嘱託医による定期健康診断が実施され、発育の状況や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察が行われている。日々の子どもの健康状態を細かく観察し、体温や排泄状況、ミルク・食事の摂取量、気になる症状の有無等を「看護日誌」に記録し、個別の健康管理がなされている。引継ぎ時には、記録に基づいて正確な申送りを行い、職員間で共通認識をもって対応にあたっている。子どもの健康状態に異常が見られた時は、状況に応じて嘱託医と連絡をとり、直ちに受診する体制がとられている。		
A⑯	<b>A-2-(8)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。</b>	<b>a</b>
評価者コメント18 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。 病・虚弱児個々の生活の様子を日々細かく観察し、発達の状況や健康状態など「看護日誌」等に記録して、健康状態の変化が常に把握できるよう工夫している。また、嘱託医による定期的な診断を受け、異常が見られた場合はすぐに受診できる連絡体制がとられている。与薬は「服薬管理表」により適切に実施されている。発達に気になる点が見られた場合等は、必要に応じて専門医や療育センター等を受診し、専門機関から得た指導内容を「個別の援助プラン」に反映させ、専門機関と連携して、適切な個別支援の実施に努めている。		

<b>A-2-(9) 心理的ケア</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(9)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。</b>	<b>b</b>
評価者コメント19 必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。 心理支援内容や個別援助プランには個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。また必要に応じて外部の専門家から直接支援を受ける体制が整っている。しかし、常勤の心理職を配置していないため、心理的な支援を必要とする乳幼児についての心理支援内容がマニュアル等では明示されておらず、日常的に乳幼児や保護者等に対して心理的援助が行える体制は整っていない。臨床心理士の定期巡回で対応しているが、頻度は2か月に1回程度であり、保護者への心理的ケアに関する対応もやや不十分である。今後は、臨床心理士の巡回回数を増やす等、乳幼児や保護者等に必要な心理的支援を行うための対策が求められる。		
<b>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</b>		
A⑯	<b>A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</b>	<b>b</b>
評価者コメント20 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。 家庭支援専門相談員が中心となって、施設と家族との信頼関係を構築するように努めており、面会時は、必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。また、家庭支援専門員は家族に寄り添い、保護者の言葉を傾聴する役割を担っている。子どもの日常生活の様子を写真や手紙で家族に伝える等、施設は家族との信頼関係づくりに努めているが、常勤の心理士がいないため、専門的なカウンセリング機能がない。臨床心理士の巡回回数を増やす等の取組を通じ、保護者への心理的ケアやカウンセリングを行える体制を整えることが求められる。		
<b>A-2-(11) 親子関係の再構築支援</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(11)-① 親子関係の再構築のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</b>	<b>b</b>
評価者コメント21 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。 自立支援計画票等を通して親子関係の再構築のための支援に取り組んでいる。子どもと家族の関係調整については、必要に応じて関係機関と協議を実施している。同様に保護者との面会や外出、施設宿泊等を関係機関と相談のもと実施し、親子関係の再構築支援を行っている。また、必要時に応できる地域の病院や医療機関を把握している。しかし、家庭支援に関する具体的なプログラムが策定されていないため、現在行っている対応の概要をチャート化する等、今後は具体的なプログラムの策定が求められる。		
<b>A-2-(12) スーパービジョン体制</b>		第三者評価結果
A⑯	<b>A-2-(12)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</b>	<b>b</b>
評価者コメント22 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいるが、十分ではない。 スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。また、日々のクラス会議やリーダー会議を通じて、職員が一人で問題を抱え込まないように、組織として働きかけている。同様に、クラス会議やリーダー会議等を通じて職員相互が評価し、助言し合うことを通じて職員一人一人が支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組を行っている。実態として、クラス会議、リーダー会議を通じてスーパービジョンは行われているが、クラス会議、リーダー会議の機能・役割が明文化されていないため、スーパービジョン体制としては不十分である。今後はクラス会議、リーダー会議の機能・役割を組織の中で明確に位置付け、明文化する等の取組により、施設内のスーパービジョン体制の一層の確立が求められる。		